

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 9 号	令和5年10月10日 受理
件 名	要介護・要支援高齢者について、介護施設を利用した新たな選挙方法の検討を求める意見書を国に提出することを求める陳情
陳 情 者	厚木市宮の里四丁目 10 番 8 号 株式会社せいげつケアリンク 代表取締役 齊藤 誠
付託委員会	総務企画常任委員会

《陳情の趣旨》

要介護・要支援者の中には選挙に行きたくても行けない人もおられる。令和5年7月厚木市議会議員選挙において、デイサービス3事業所において高齢者がどのような行動をしたのかをアンケート方式でヒアリングを行った。通所介護（デイサービス）施設による利用者176人にアンケート配布を行った。うち76人より回答があった。その中でも選挙に行きたくても行けない人が一定数いることが分かった。選挙に参加することは社会の一員と実感できる大切な一つであると考え、介護施設を利用した新たな選挙方法において検討をお願いしたい。

入居施設（老人ホーム）などでは巡回にて選挙管理委員が訪問されるが、通所施設（在宅）では自身やその家族、知人に連れて行ってもらうしかない。

しかし、それができないケースが増えている。選挙期間中のみデイサービス利用中に期日前投票所などにお連れすることができれば、その問題は解決する。前提として介護施設利用中の私用や外出はその時間を差し引いて利用料金を請求することになっているため、選挙に連れて行くことで収入が下がるのであれば事業所としては現状難しい。

ですが、利用サービスの中の一環として利用中に連れて行くことで、なおかつ収入が減らないのであれば、利用者さんの選挙参加のため導入したいと考えている。ですので、デイサービスの一環として行える許可がほしい。

以前、高齢者施設がたくさん参加する風船バレー大会などはデイサービスの利用とみなす措置が取られていたので、それと同じ扱いにしてほしい。

様々な問題があることは重々承知しておりますが、高齢者も一市民であり、選

挙権を持つことに変わりはありません。今後さらなる高齢化社会の到来の前に、こういった高齢者の選挙への支援などは検討をする必要があると考えております。

《陳情の項目》

- 1 通所施設で不在者投票ができるようにすること。
- 2 デイサービス利用中に期日前投票所などに連れて行けるようにすること。